

第5回仙台城跡保存活用計画等検討委員会

- I. 開催日時 平成30年10月29日(月)18時00分～20時00分
- II. 開催場所 仙台市役所上杉分庁舎12階 教育局第1会議室
- III. 出席者 (委員) 北野 博司・菊池 慶子・稲葉 雅子・小齋 憲博
今野 薫・庄司 弘美・馬場 たまき・藤澤 敦・
山田 淳
(宮城県) 関口重樹(教育庁文化財課 主任主査)
(事務局) **【教育局】**
生涯学習部長 佐藤 ゆうこ
文化財課長 長島 栄一
仙台城史跡調査室長 渡部 紀
主査 鈴木 隆
主事 佐藤 恵理
主事 須貝 慎吾
文化財教諭 加藤 智仁
専門員 工藤 哲司
総務企画部総務課
企画調整係長 石川 桂吾
【建設局】
公園課長 岡田 真之
主幹 鈴木 江美子
主査 小澤 功嗣

(報道機関) (0社)
- IV. 傍聴人 6名

※会議録の署名について委員長は馬場委員を指名

V. 概要及び議事内容等

1 開会

2 傍聴ルールの説明

3 議事

1. 前回の意見のふりかえり

資料 1 に基づき事務局より説明。

(質疑なし)

2. 委員からの意見について

資料 2 に基づき事務局より説明。

(質疑なし)

3. 保存活用計画中間案について

保存活用計画中間案 第 1 章～第 3 章に基づき事務局より説明。

委員長： 12、13 頁の仙台城周辺の動植物について、種を羅列するのではなく、特徴がどこにあるのかを数行で良いので文章にまとめてほしい。

事務局： 了解した。

保存活用計画中間案 第 4 章～第 5 章に基づき事務局より説明。

副委員長： 4 章で史跡の本質的価値が文章化されたことは、大きなポイントになると思う。保存活用計画は平成 16 年度に作られた仙台城跡整備基本構想と 17 年度に出ている仙台城跡整備基本計画の見直しを行うことにしたということで始まっているので、前の計画からここはこれ程充実している、よく考えたということが、序文等できちんと書かれるべきだ。後で新しく活用が入って来るので、ここが新しい目玉だということが、やはり最初に謳われてこないといけない。そこが序文に入ると、読む方がどこを議論したのか、課題となっているかが分かり読みやすいと思う。

事務局： 今委員の手元にあるのは、整備をする上での基本構想、整備をする上での基本計画だが、今回はそれよりも上位の保存と活用の大きな概念をつくるということで進んでいる。その辺の違いなど、見直しの本質を入

れるという事で検討させていただく。

稲葉委員： 現状のところで来館者や“る一ふる”の利用者数、博物館の入館者数、そういった外からの一般の数字や観光に関する分析も書いてある中で、活用に対する方向性や方法など、もう少し観光目線のことも書いても良かった。

事務局： 今の指摘については、以前文化庁からも指摘があったので、151頁に反映した。また、153頁の一番上に仙台城跡も含めた色々な資産の共有を追加したり、一番下に観光に携わる関係者の意見を聞くことで、観光に資するというようなイメージを以前より出した。今考えているのは、まずきちんと保存と市民なり来訪者に対する活用事業を進め、それを進めて行くことによって、将来的に仙台市全体の観光に役に立つものになるということを考えていた。まずは観光の資産だから、どんどんそれなりのことをするという内容をあまり謳わないような計画を作った。観光に資することのイメージを持っていないわけではないが、それを第一義的に表に出すのは、まだ我々がそこまで調査も基本的な活用についても行き届いていないところもあり躊躇した。

山田委員： やはり保存あつての活用なので保存もしっかりしていただきたい。保存というと一概に言えないが、専門性が高いので公開や展示をするにしても専門性は切り離せない部分だと思う。両論併記ではないが、バランスのとれた形での中間報告になっているのではないかな。いずれこの中間報告からパブリックコメントなど作業が入ると思うが、活用についても法律という形になったので、稲葉委員がおっしゃったように観光に資する部分もバランスを取りながら積極的に入れた方が良いのではないかな。ひいてはこの中間報告によるものが次世代にしっかりと語り継ぐ、しっかり考えていくというのが仙台の歴史を語る上では、非常に大事なポイントだ。その過程の中で今後市民の方々の理解であつたり、子ども達の学習の機会であつたり、色々と考えられる。最終的に国内外のアピールという意味で、仙台シティセールスのポイントにもなるので、一つのまちづくりの中で考えていくにはこれがベースとなる。先ほど副委員長がおっしゃったようにリード部分で前回と違うという部分を示すのは必要かもしれない。

今野委員： 97頁に第4章の本質的価値を構成する諸要素の写真があるが、トイレが入っていても良いのか。

事務局： 委員ご指摘のようにトイレなどはその他の諸要素になる。これから、もう少し丁寧な作りこみをしたいと思う。

委員長： 先ほど稲葉委員がおっしゃった観光活用という部分だが、各地で法改

正があったり、歴史文化創造活用で観光活用を正面に謳ってこういう計画をつくっているところも多い。この中間報告の第3章88頁で観光の課題に取り上げられているが、文章ではあまりこのことには触れられておらず、実際の計画の活用の所でもあまり触れられていない。今更変えるわけにはいかないが、堂々と史跡の観光活用というものを真剣に考えて行かなきゃいけない時代だと思うので、今後整備にあたっては、整備計画を全面に出していても良いのではないか。

藤澤委員：文化財保護法が大きく変わっていった専門家の中でも意見が一致している訳では決してないとは思いますが、今活用というのが出されてきた背景は、特に地方で地域社会を維持することも人口減で難しい中で、文化財を保護して地域の人達と一緒に活用する中から、地域の社会をより発展させて維持していこうという大きな社会の目的が背景に置かれているからこういうことになっているというのが私の理解だ。観光などの活用もいわば手段だ。仙台の人々が地元をより深く知り、そしてそこにより多くの人に来て、その良さを知っていただく中で地域全体がいかに元気になって発展していく、そういう中に文化財をしっかり守りながら位置づけていくのが大きな方向性なんだろうと私は思っている。そういう中から結果的にいろいろな意味で仙台のまちが発展していくと。そういう方向をどこかに滲ませられれば一番いいと思っている。地域が元気になるというのは、見た目の人がたくさん来てくれるというのも大きいだろうし、地元の若い優秀な学生はみんな東京に行ってしまう、仙台に居てくれないが、そういう人達が仙台城からの姿を思い出して、やっぱりふるさとに戻って勉強したことを活用していこうという、そういう様々な判断の一つとして、こういう遺跡が根付き活用されていくという点でもすごく意味がある。だからそういう非常に広い意味で、遺跡を保護して活用していくことが、将来の仙台を維持し発展させて元気にしていく中に是非位置づけていきたい。観光は仙台へ行く、地域の維持発展に携わる手段の一つなんだと。だから具体的に書くのは全然結構だが、そういう前座として思いみたいなものを是非どこかに滲ませられれば、私は非常に嬉しい。

委員長：法改正後最初にできる活用計画でもあるので、もうちょっと観光というのも一つの手段として、その背景を最初の方で書いた方が良いというご意見。わたしも同感だ。

小齋委員：私も藤澤委員にはまるっきり同感だ。私は保存と活用で言うと、6対4くらいで、活用していくんだという意識だ。みんなにどう来てもらうかということでも色々問題点がある。例えば道路の問題。ゴールデンウ

イクとかももっともって人が来てははずなのに、仙台駅前から車が渋滞している状態だ。ここ10年くらいずっと続いているが、あれなんかどうしたらいいのか。一方では地下鉄が開通してからは歩いて来る人がかなり多くなってきている。帰りも“るーぷる”よりも直接仙台駅に向かいたいという方が歩き始めている。これは20年の計画ということだが、ここ10年で地下鉄ができたおかげでかなり状況が変わっている。その辺も活用していった方がいいなと感じている。親子クイズラリーも200人くらい参加しており、今までのほぼ3倍5倍くらいになってきている。それから小学校の学習指導ということで、学校の授業に入れられてくることが増えてきた。今年は確か岩切小学校3年生、寺岡小学校、八木山小学校、高校では仙台西高が来ている。そういうことで、我々はとにかくどんどん来てもらいたいという方向だ。保存が大事なのももちろんだが、これからはむしろ活用の方に少し重点を置いてもらいたい。

保存活用計画中間案 第6章～第10章に基づき事務局より説明。

副委員長： 8章の活用の方向性と方法 第2節の方法に関して、纏め方が学校教育が1、生涯学習が2、3が地域となっている。今までの委員会でも何回も話題になり、委員長も何度もおっしゃっていたが、やはり広く観光も含めながら保存の方向性を考えることが重要で、地域における活用というところで終わらせるのではなく、短くても、観光もしくは国民の財産としての仙台城跡という位置づけで、独立させた方が良い。この中間案は今後10年間生きるわけで、この先10年の中でこれは十分に展開していくはずだ。この箇所でも1,2,3の次に4番目に独立させてそこを入れた方が良いのではないかと。

事務局： 今、副委員長からご指摘があった中で、この保存活用計画は基本的に20年というスタンスということと、文化財保護法が6月に改正が可決され、来年の4月から施行されるが、可決されてからやはり活用の有り方とはなんぞやという話がちょこちょこ出ている。決してインバウンドだけではないだろうと。これまで活用してきた方が継承できるようなやり方というのも当然あるだろうし、あと活用に伴って当然我々は失うものも多くあってはいけない、という視点も当然ある。文化財が国民的財産として今後どう生きていくのか、或いはお城の中でも仙台城の個性をどう捉えていくのかなど、次の世代に関して引き継ぎ方なり、その情熱なり、そういう部分は確かに必要だ。ですので、副委員長ご指摘の部分

が(4)となるかは分からないが、十分検討させていただきたい。

委員 長： 方向性の中の(2)に多分副委員長がおっしゃったような大きなところが書かれていて、その具体的な方法が(1)～(3)の中にはあまり出て来ていない。ここのバランスは私もどうかと思う。可能であれば少し組替えていただきたい。大きな仙台城の国の史跡としての価値の活用という部分が、本質的に元に戻ると国民共有の財産としての価値の活用と分かるようにした方が良い。

藤澤委員： 今のとこだと方法のところの纏め方の問題でもある。何々における活用する場だと纏めているが、教育資源としての活用と文化資源としての活用という性格による纏め方の手もあると思う。教育資源としての学校教育と生涯教育。いかに分かり易く纏めて出すかということだ。

事務局： この纏め方や表のつけ方は、文化庁から指示のようなものがあつた。ただそれはおそらく原則としてだと思つたので、それぞれのお城バージョンがあつてもよかろうと思う。その辺のことも文化庁と協議し検討させていただきたい。

馬場委員： 今の話に関連するが、方向性、方法と第1節、第2節と続いて行く。どうしても番号があると、その番号に対して方向があるのかと読み解いてしまうので、そういった目で見えていくと(3)あたりからボリュームが多くなり何を言いたいのか伝わりにくくなっている。少し整理してほしいというのが1つ。全体を通して並列して○で記入されているものと番号が振っているものがあり、基本的に優先順位が高いのから振つてある。学校教育が1番最初に来ると、最初にここに着手すると思う方もいるかもしれないので、ここはちょっと議論が必要かと思つた。

事務局： 繰り返しになるが、まず文化庁で(1)(2)というような書き方の指導があつたのだが、文化庁としてもそういう順番付けをしているかもしれないなというところがあつた。実は我々そこまであまり詳しくしないで、とにかくこういう形で進めたというところだつた。

委員 長： 多分そこまでは文化庁は要求していないので、内容が盛り込まれていれば良いと思う。今の委員の意見参考にして、もう一回この辺は組み直してもらつた方が良い。

今野委員： もしこれから構成変更するのであれば私もみなさんの意見に賛成だ。もうちょっと全体が見易くならないものか。例えばもう写真だとか何かを少し配置していただくとイメージが非常に伝わりやすくなる。154頁の相関図があるが、これよりは小齋委員のボランティア活動をされている様子の写真の方が余程伝わると思う。

委員 長： 表を活用したり、図を活用したり描いているというのものもあるが、文章

が多いという意見だ。参考にさせていただいて。

藤澤委員： 改正法の施行が来年度当初だが、改正法だとこの保存活用計画は法定計画になる。それとの兼ね合いはどうなのか。文化庁もまだそこまで明確に言っていないのかもしれないが、これがそのまま改正法の中での保存活用計画に読み替えていただけるのか。

事務局： 8月の文化庁との協議の中では、そこまでは至らなかったもので、31日に改めて文化庁とこれについて協議をする予定だ。改正法では、認定の申請をできるとなっている。申請してもしなくても良いが、できることにはなっている。そのためには多分文化庁も検討と言うか、これで認定するかどうか出てくると思うので、そこで諮るかどうかというご心配だと思う。そのようにして良いかどうかも含めて色々聞いてみたい。我々としても具体的にそうなったらすぐ出すなど内容的にも十分検討していないところだ。

藤澤委員： 文化庁の方の改正法では現在色んな検討が進められていて、各種文化財の保存活用計画にこういうものを書く、というものを各分野ごとに検討しているが、大体10月中に出る予定のものがまだ出ていない。さらにも11月にパブリックコメントを求めるスケジュールになっている。ちょうどまだわからない狭間だが、私はこれまでもこういうのを作ってきて、文化庁に指針を示してきたが、基本的にはそれを踏襲するのだろうと想着いて、今後の協議の中で可能なら確認いただきたい。改正法の法定計画に読み替えられるのであれば、それに越したことはないだろうなと思っていた。文化庁さんとの協議の際に情報収集なり分かることを収集していただいて、今後のこと検討していただきたい。

委員長： 今改正法の話が出たが、改正法ではそのまま個別の文化財についてそれぞれ保存活用計画を作りながら保存活用整備をやっていく。134頁に青葉山の保存管理については東北大学植物園の活用方針を踏まえて連携して活用するとあるが、管理団体はどこか。

藤澤委員： 東北大学だ。

委員長： 東北大学が管理団体。それは二重の意味で仙台城の範囲に入っているもので、東北大学と連携して保存活用計画を作っていく、今の法改正に則ればそういうことになっていく。東北大学と連携して、そういうものに則って活用していくというということを書いても良いのでは。

藤澤委員： 青葉山は現在、土地所有者が東北大学と財務省が法人化になったことで、管理団体の東北大学だ。

事務局： 青葉山の土地所有者は東北大学なので、所有者として東北大学が主体的に管理をしていくことになる。

藤澤委員： 保存活用計画は所有者もしくは管理団体が定めることになっているので、第一義的には東北大だと。これについては、まだ学内で正式に決定していないが、私は個別の保存管理計画を作るということで、学内で提案するつもりだ。

委員長： 藤澤委員に頑張ってください、仙台市が全然知らない振りにはできない。

藤澤委員： もしそうなった場合は当然、様々なご協力をいただくことになるかと思う。

委員長： 今、法改正で話も出ている目的の中で天然記念物の有り方について、具体的にどう連携していくのかという点について考えていただきたい。

保存活用計画中間案 第 11 章～第 12 章に基づき事務局より説明。

委員長： 第 11 章にこの整備の基本計画に繋がっていく具体的な短期整備、中長期整備が書かれているので、こういうところを中心にご意見いただきたい。

副委員長： 大手門等の復元整備について、現行の整備基本計画で復元整備することになっているので、対象であると書かれている。しかし、今の説明によれば、実際には道路の問題等があって検討するという事だった。162 頁の中長期施策のところ整備基本計画に基づく整備の実施と書いてあるので、そうするとまだ検討という段階としか言えないが、実施を目指すのか、計画を伺いたい。

事務局： やはり史跡内での復元建造物の条件は、厳密に規定されている。それをクリアできる仙台城で数少ない物が、この大手門と巽門だ。我々としては総論として、そういうものが史跡の整備として出来上がっていくということについては、極めて難しいものと考えている。それは前計画から変わらない。やはり仙台城の魅力を訴えていく一つとしてやはり核として持っていたい。

副委員長： 前の基本整備計画では計画と実施とどちらの言葉を使っていたのか。

事務局： 整備基本計画の 67 頁の下の部分 20 番に戦災で失われた大手門を中期に復元整備すると書いている。

副委員長： 私の考えるところを申し上げるが、巽門は復元できる条件があり、そして登城路の入り口にある。私の周りの方々の意見を聞くと「やっぱりあそこにあるといいね」という意見は出る。大手門はクリアすべき課題が多すぎるが、巽門に関しては、予算の問題がクリアできれば復

元計画を立てられないわけではないのではないか。巽門が建つことで、仙台城の本丸の価値や、山城であることなどが体感できる。中長期的施策の中の整備の実施とあるところで、20年後に復元整備されているようなイメージを持てるような、そのためには何がいちばん課題であるのかを含めて、もう少しお伺いしたい。

事務局： 現段階は、整備基本計画を改訂するという段階であり、整備基本計画の手法や日程などを色々具体化しなければいけないと思う。だからその段階で今こう考えている、してほしいと言うのはちょっとまずい。時間的に次の段階の要素が強いというのが一つと、大手門と巽門に関しても、そのものに当然相応しい周りの整備も必要だと思う。そうでないと建物一棟で、果たして観光資源と言えるのだろうか。当然その周りもそれらしい、市民なり観光客が来て、相応しい範囲の取扱い方が具体的にありと思う。その部分をどうするかとの整合性が今後整備基本計画でより具体化するべきであろう。あとはやはり、私どもが今行っている発掘調査は、正直に言って本当に小規模にしかできていない。そのため保存活用計画で方向性を定めた上で、もう少し大規模な発掘をしながら、新しい情報発信をして、新しい仙台城の魅力を突き合わせていく仕事をしていかなければならない。それらの総合体としてより具体性のある整備基本計画に近づけるべきと考えている。

山田委員： 概ね20年と実施期間で定められていて、あとは短期的に10年ということだが、中々10年、20年という刻みで行くと、時間が長いので実効性というのが本当に伴うのか少し分かり辛い。もう少し見せ方としてスケジュール観が分かるようにして、実際進めて行くようなものがないと、文章だけだと読み取りづらい。あとはどの部分で誰がというのは、これから具体的に示されるだろうが、もう少しこの段階で1年2年3年5年刻みぐらいで少しもう少しスピード感がある、実効性の伴うような計画なり表現をされた方がいいと感じた。

委員長： 事務局の頭の中にはスケジュール表があるのかもしれないが、まだ出て来てないので、引き続き整備基本計画で。

事務局： 山田委員の今の指摘は、実は先般の定例教育委員会の教育委員の方から、やはり同等の指摘を受けた。ただその指摘については、整備基本計画でより具体的な整備の仕方など、そのフローなり工程なりを出していくべきかと考えている。

委員長： 時間の関係もあるので、一回12章までの説明はこれで終わりにして、全体どこからでも良いですし、中間案とりまとめの最後の機会になりま

すので、是非ご意見いただきたい。

庄司委員： やはり政宗が育んだ伊達な文化など、仙台らしさをこういう文の中にもっと盛り込んでほしい。大分前に比べたら盛り込んであるが、やはりお城は全国どこにでもあって、そういった計画はどこにでもあるだろうが、仙台らしさを文の中から読み取れるとすごく良い。あとはやはり計画の年数が長いので表現方法も難しいと思うが、巽門など今後整備を進めるのであれば、イメージがしやすく、広がっていくような気がするので、是非そういう感じになってほしい。

稲葉委員： 現状や課題認識についてはすごく頁数が多いのに、事業に対するところ、運営に対する整備に対するところ、実行計画とかの策定とかそういうところは全体的に頁数が少ない。具体的に書けないのであれば、課題のこういうところを見据えた上で、立てた実行計画がこれであるとか、前に書いてあることとの関連付けをもう少し書いても良いのではないか。2頁で終わるのは少ないのではないか。

委員長： 概要版についての説明は無かったが、概要版を作るわけだ。今委員がおっしゃった課題に対して、どのような方向性があり、どのような実行計画があるのか、これだと見易い。もちろんそういうことを意識して編集してほしいということと少し後半の方が薄いということ、是非そういうところを踏まえて最終案にしてほしい。

小齋委員： 文化庁で新しい法律ができたようなので、今後活用等については非常にやり易いような法令になったと私は見ている。それを進めるに当たり、160頁の4部局と関係機関との連携が示されてる図だが、各関係団体からの連絡等をするのに東北大学との色々な問題や、ガイドのまち歩き活動との連携をする場合に、連絡等の一本化というか、1箇所連絡すれば済むような組織はできないものか。もう来年実施されることであれば、もう少し整理をしていただきたい。それから大手門と巽門については復元整備する対象とすとなっている。確かにこれらは整備されるという一体感を持っているが、色々な課題があって継続して検討するとなると、これはできないな、単なる検討、検討でいくと10年20年すぐ経ってしまうと思われる。やはりもう少しスピード感があるものを目指していくべきなのではないか。また、仙台城の来場者も年々増えてきているのは確かだ。特にインバウンドについては英語圏外の人が増えてきている。確かに色々な表示板の整備がなされているが、まだまだ足りない部分がある。大手門について市道の代替が必要になるということになれば、止めた場合にどうなるのか。確か5、6年道路が通行止めになった時、どの程度の不平不満が八木山住民から出たのか。或いは両方道路が往復

しているが、毎日1万台の車が往復するのであれば、これはまずいと明確に分かっているので、これをどのように解決するかという課題について、もう少し突っ込んでいただきたい。歩道についても大分整備されてきて、地下鉄からの往復歩きという方もかなり増えてきている。そういったことも踏まえると、文化財部局、観光部局、公園管理部局も連携ということでなく、ツーと言えばカーと響くような4つの部局に連絡せずに済むのであれば、一番市民の方は情報を入れ易いのではないかと考える。

事務局： 結局史跡の管理は文化財がやっていて、青葉山公園としての管理は公園課がやっている。各々がやっていることが競合している部分もあるが、ちょっと異質な部分もある。そうすると一本化で答えるとある意味責任が取れない部分が出てきてしまう。今後より窓口のテリトリーの明示とか、こちらからのカウンターの出し方の部分で改善するしか今のところは難しい。

委員長： 課題の一つではあるし、大きな自治体では城跡センターや管理事務所を作ってやっているとところもある。もしそういうのができないのであれば、これからできるだけ市民に保存活用に入っていただくという事なので、連絡体制を検討課題にはしておいていただきたい。

今野委員： これから20年の計画なので、少し若い方々に重点を置いたパブコメしていただいた方が良いでしょう。

事務局： パブリックコメントについては資料3に書いた内容で11月1日から11月30日までの間、意見募集を募集する。今若い方という指摘をいただいたが、できれば委員方にもなるべくこの話を広めていただきたい。いただいた意見については、本日の意見を踏まえ議論を次回行っていただきたい。この計画は年度内に策定したいと考えているので、12月下旬に第6回委員会を開催したいと考えている。

今回の計画ができれば引き続き整備基本計画の策定になる。この委員会が発足した当初は、2つの計画で概ね31年3月くらいと話しをしていたが、約1年くらい伸びるので、もう少しお付き合いいただきたい。そちらについては今回の計画策定のスケジュールにもよるが、年度内には整備基本計画の見直しに関する委員会を一度開催し、新年度に向けての方向性をある程度提示したいと思っている。

委員長： 整備基本計画に引き続き入っていくという事だが、委員はこのままなのか。

事務局： 最初そういうことでみな様にご説明している。

委員長： 議事の方はこれで終わりなので、事務局にお返りする。

事務局： ここで本日オブザーバーとして宮城県教育庁文化財課の関口主任主査に同席いただいているので、コメントをいただきたい。

宮城県： 本日各委員からいただいた意見には、かなり重要なものもあったと認識している。この計画自体 20 年ということだが、実情に応じて改訂或いは検討していくということをその都度検討されると思うが、決して事業の進捗だけがその契機ではない。この計画は何をもって改訂したのか、或いはどういったことを利用したのか、そういったことを明確にすることによって、その議論なり目的なりが違ったことによって検討しなくてはならないことが出てきたときに初めて次の改訂、また次の改訂という議論が出てくると思うので、今回の計画の中に滲ませるよという表現も有ったが、記録としてしっかりと残して行ってほしい。

事務局： 以上で第 5 回仙台城跡保存活用計画等検討委員会を終了する。